

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第45号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成23年12月6日 02時25分ごろ	
発生場所	大分県姫島村姫島北方沖 周防灘航路第5号灯浮標 （概位 北緯33°46.3′ 東経131°41.2′）	
事故等調査の経過	平成24年3月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 ^{はくゆう} 博勇丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	141478、松島海運有限会社	
乗組員等に関する情報	一等航海士、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 球状船首部左舷側に凹損 灯浮標 マーキング装置センサーが折損、防護枠に擦過傷等	
事故等の経過	<p>本船は、船長及びび一等航海士ほか3人が乗り組み、周防灘航路を推薦航路に沿って東進中、当直の一等航海士が周防灘航路第5号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の南側に操業中の漁船群が存在することをレーダーで認めた。</p> <p>一等航海士は、漁船群の各船に大きな動きがなく、最も北側に位置する漁船と本件灯浮標との間隔が約0.5海里あったため、その間を通過することとし、漁船群と距離を隔てて右舷側に見ながら、本件灯浮標に接近する針路としたところ、平成23年12月6日02時25分ごろ本件灯浮標に衝突したが、気付かずに航行した。</p> <p>一等航海士は、その後も航海を続けていたところ、本件灯浮標付近を通過した約1時間半後、海上保安庁からの連絡で本件灯浮標との衝突を知った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、周防灘航路を推薦航路に沿って東進中、本件灯浮標の南側に操業中の漁船群を認めた一等航海士が、漁船群との距離を隔てようとし、本件灯浮標に接近する針路で航行したことから、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p> <p>一等航海士は、本件灯浮標付近を通過する際、右舷側の漁船群との距離を隔てることに注意が向いていたことから、左舷側の本件灯浮標に衝突し</p>

	たことに気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、周防灘航路を推薦航路に沿って東進中、本件灯浮標の南側に作業中の漁船群を認めた一等航海士が、漁船群との距離を隔てようとし、本件灯浮標に接近する針路で航行したため、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 両舷側に他物が存在するときは、そのいずれかに注意を向けるのではなく、均等に注意を払うこと。